

一般職試験（大卒程度区分）の受験資格の(2)イのうち、「最高裁判所  
がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者としま  
す。

- ① 学校教育法に基づく高等学校の専攻科の課程のうち、同法第58  
条の2の文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者及  
び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者
- ② 学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者及び試  
験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者
- ③ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、次に掲げるいず  
れかの課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修  
了する見込みの者（イに掲げる課程に係るこれらの者にあつては、  
当該課程への入学が平成29年4月1日前である者に限る。）
  - ア 学校教育法第132条の文部科学大臣の定める基準を満た  
す課程
  - イ 修業年限が2年以上であり、かつ、1,600時間以上の授業  
の履修を義務付けている課程であつて、当該履修の成果が授業科  
目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認め  
られることを修了の要件とするもの
- ④ 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第1項第5  
号に掲げる事業等を行う農業者研修教育施設（修業年限2年以上の  
ものに限る。）の卒業者及び試験年度の3月までに当該農業者研修  
教育施設を卒業する見込みの者
- ⑤ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項  
若しくは第2項の規定に基づき国若しくは都道府県が設置した職  
業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校の専門課程（以  
下「短期大学校等の専門課程」という。）又は同法第27条に規定

する職業能力開発総合大学校の特定専門課程を修了した者及び試験年度の3月までに短期大学校等の専門課程又は当該特定専門課程を修了する見込みの者

- ⑥ 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第9条の規定に基づき農林水産大臣が指定する教育機関（修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の3月までに当該教育機関を卒業する見込みの者
- ⑦ 学校教育法施行規則第155条第2項第3号から第5号までに規定する課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者
- ⑧ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第67号）第148条の規定により国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構となった旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構を含む。）において、園芸又は茶業に必要な学理及び技術の修得を目的として行う長期研修の課程（研修期間2年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の3月までに当該課程を卒業する見込みの者
- ⑨ 都道府県の条例等の規定に基づく農業講習所（修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の3月までに当該農業講習所を卒業する見込みの者

（注）試験年度とは、第1次試験の日の属する年度（4月1日から翌年3月31日まで）をいいます。